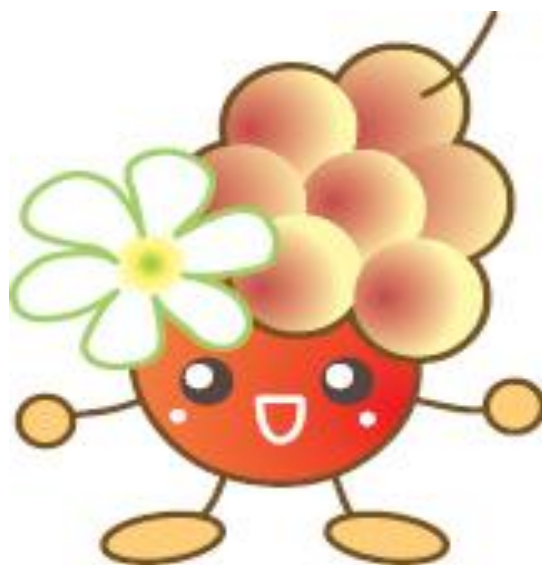


東淀川区将来ビジョン

～ 住んで良かった、

住み続けたい東淀川区のまちづくり ～



こぶしの みのりちゃん

モチーフは、東淀川区の花「こぶし」で、
東淀川区が夢の実る実りの多い街になると
いう思いが込められています。

平成25年3月

東 淀 川 区 役 所

目 次

I	東淀川区の今	(3)
1	東淀川区の現況	
2	東淀川区の魅力	
3	東淀川区の課題	
4	まとめ	
II	まちづくりの基本的な考え方	(8)
III	東淀川区の将来像	(9)
1	地域が輝くまちづくりを進めます	
2	便利で快適なまちづくりを進めます	
3	区民に愛され、区民の役に立つ区役所づくりを進めます	
IV	目標の実現に向けた取組みの方向性	
1	地域が輝くまちづくり	(10)
(1)	コミュニティのあるまちづくりをめざして	
(2)	健康に生き生きと長生きできるまちづくりをめざして	
(3)	子育てしやすいまちづくりをめざして	
(4)	社会に求められる人の育つまちづくりをめざして	
(5)	人権を尊重する意識の高いまちづくりをめざして	
2	便利で快適なまちづくり	(15)
(1)	災害に強いまちづくりをめざして	
(2)	自然環境や史跡を活かした緑豊かなまちづくりをめざして	
(3)	環境にやさしいまちづくりをめざして	
(4)	移動しやすい便利なまちづくりをめざして	
3	区民に愛され、区民の役に立つ区役所づくり	(20)
(1)	区民サービスの一層の向上に向けた窓口サービス改革	
(2)	ムダを徹底的に排除した効率的な行財政運営	
(3)	基礎自治体を担う職員づくり	
(4)	民間活用の積極的な推進	
V	ビジョンの実現に向けて	(25)

I 東淀川区の今

1 東淀川区の現況

・地理的特性

東淀川区は、大阪市の北東端に位置し、吹田・摂津・守口の3市と隣接しています。また、大阪市の区とは淀川・北・都島・旭の各区と接しています。

地理的特性としては、区の南部を淀川、北部を神崎川（一部安威川）と周囲を大河川に囲まれています。

・沿革

東淀川区は、大正14年の大阪市第2次市域拡張時の第1次区再編により西成郡の中島・豊里・新庄・大道・西中島・北中島の各村と中津・豊崎の両町が市域に編入されて誕生しました。

その後、昭和18年の第3次区再編時に淀川以南を大淀区として分離し、第2次東淀川区が誕生しました。

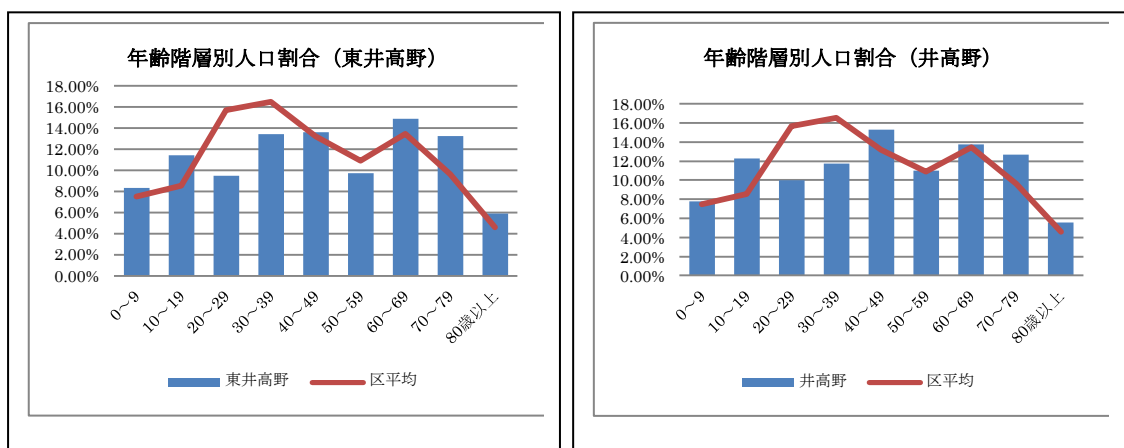
昭和49年第4次区再編で旧国鉄東海道線を境に東部と西部に区分され、東部を東淀川区とし、ここに第3次東淀川区が誕生し現在に至っています。

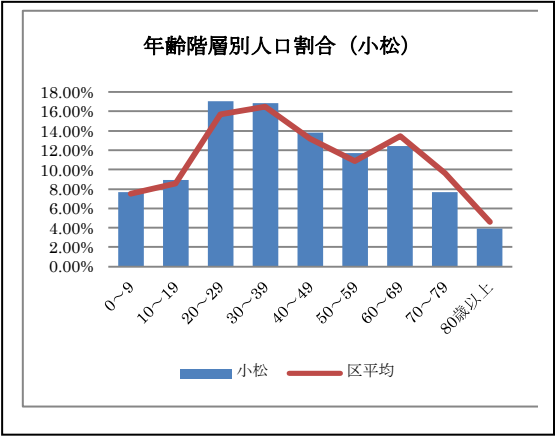
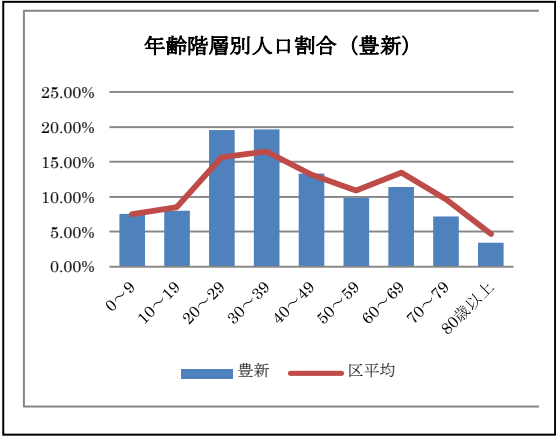
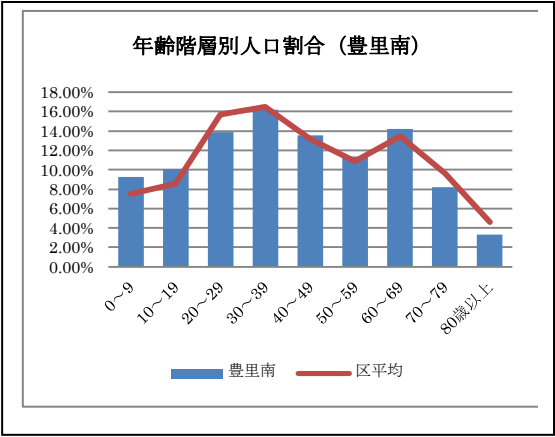
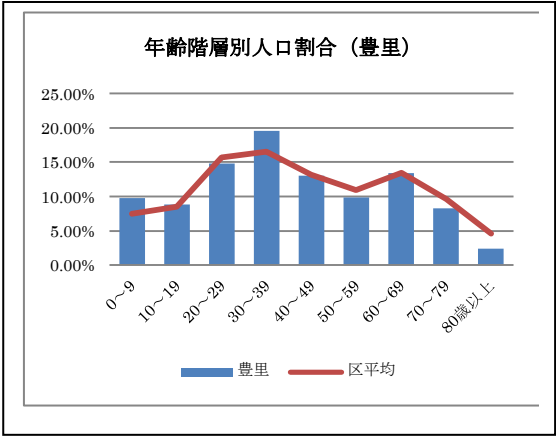
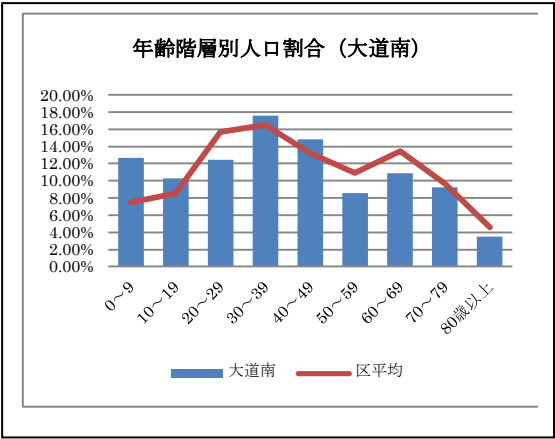
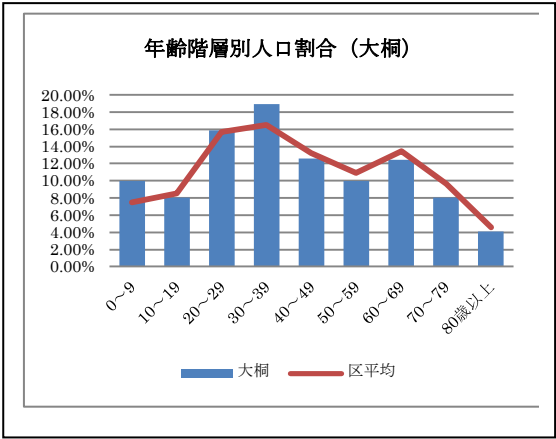
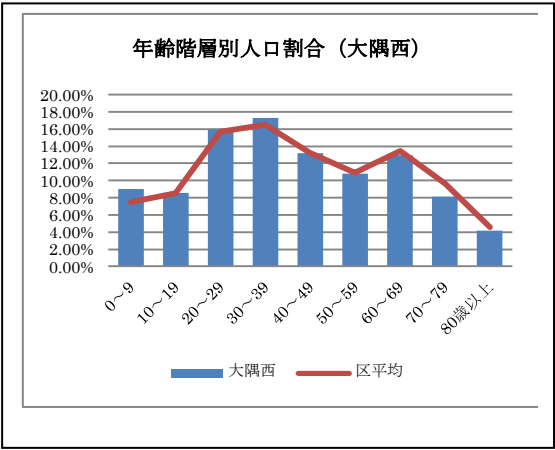
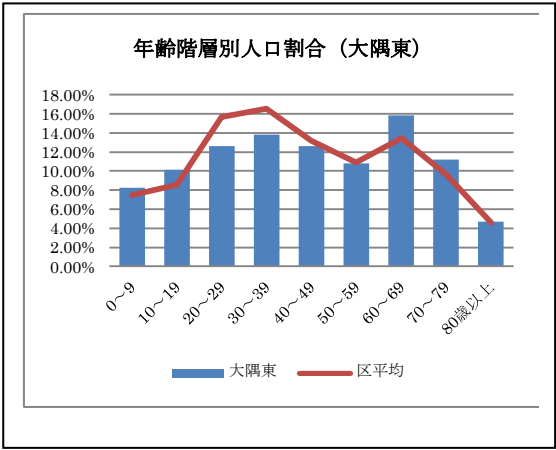
・人口、世帯数、面積

平成24年10月1日の東淀川区の推計人口は177,064人（男性：87,168人、女性：89,896人）と市内第2位、世帯数は93,428世帯と市内第1位、また、区域面積は13.25km²と市内第5位となっています。

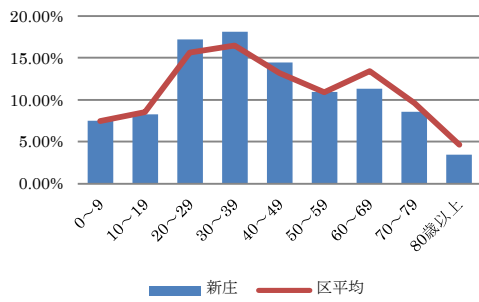
人口の推移に関しては、国勢調査結果によると、平成7年の185,931人をピークに徐々に減少傾向にあります。

・各小学校下別人口・年齢構成の傾向

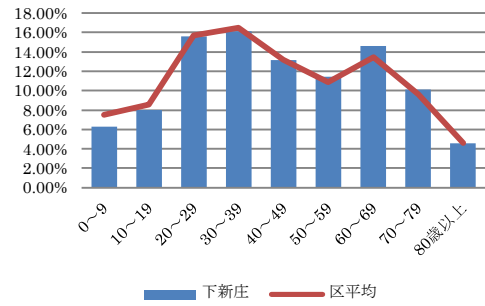




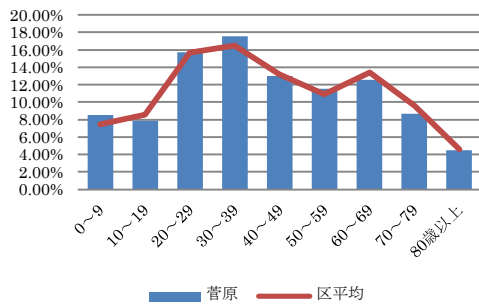
年齡階層別人口割合（新庄）



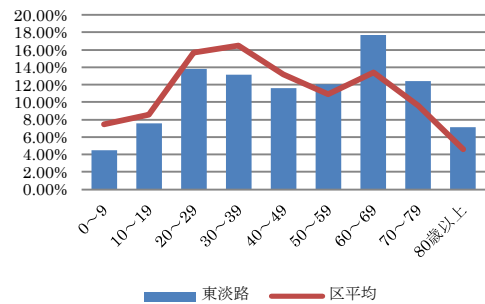
年齡階層別人口割合（下新庄）



年齡階層別人口割合（菅原）



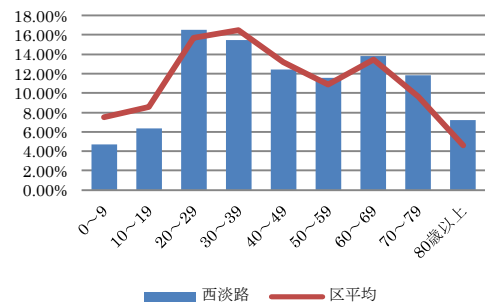
年齡階層別人口割合（東淡路）



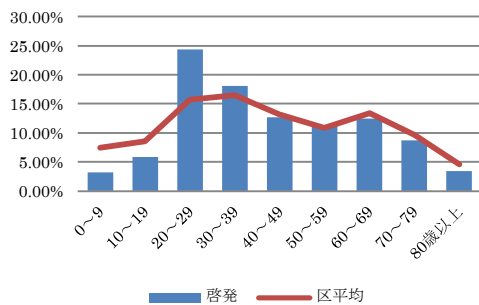
年齡階層別人口割合（淡路）



年齡階層別人口割合（西淡路）



年齡階層別人口割合（啓発）



- ・産業

区内の事業所数は6,013所と市内第13位に位置し、事業所数としては卸売・小売業、飲食店・宿泊業、不動産業の順に多く、従業員数では卸売・小売業、製造業、医療・福祉の順となっています。事業所数は昭和61年の8,532所をピークに徐々に減少傾向にあります。

2 東淀川区の魅力

- ・自然環境面の魅力

東淀川区は淀川と神崎川（一部安威川）に囲まれており、その河川敷には河川敷公園や緑地等が整備され自然豊かな地域であり、公園・緑地の面積は8,229㎡と市内第4位であり、区民が身近に利用する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の数は66ヶ所と市内第1位となっています。

- ・都市構造面の魅力

東淀川区の土地利用状況を見ると、平成19年度土地利用調査によれば住居施設（共同住宅、戸建住宅）の利用が一番多く、市域平均を大きく上回っています（東淀川区：26.73% 市域：21.52%）。また、土地利用状況における文教施設、医療厚生施設の利用面積は市平均を上回っており、とりわけ文教施設として蔵書数が市内で第3位の東淀川図書館（第1位が中央図書館、第2位が中之島図書館）や、医療厚生施設では地域の基幹病院となる淀川キリスト教病院を擁しています。

交通に関しては、西部を走る阪急電鉄京都線、中心部を南北に走る阪急電鉄千里線、東部を走る地下鉄8号線と鉄道が3路線あり、阪急電鉄京都線が区の基幹的な交通手段として機能しています。また、淀川区との区境に沿ってJR西日本京都線が走っています。さらに、市営及び民間バス路線が整備され、地域での公共交通網は概ね整備された区となっています。

- ・人口面の魅力

東淀川区の人口構成は20代、30代といった若年層が市平均より多く、15歳から65歳の生産年齢人口も市平均を上回っています。

- ・経済面の魅力

東淀川区には(株)神戸屋、(株)資生堂、(株)国際興業大阪、(株)三社電機製作所、名鉄運輸(株)、王子板紙(株)の工場、延原倉庫の物流センターなど大規模な企業・事業所を有しています。

3 東淀川区の課題

- ・生活環境面の課題

東淀川区は、大河川に囲まれた地理的特性から水害への備えが重要な地域です。

また、上町断層系の直下型地震による地震被害や、南海トラフのような海溝型地震による地震被害・津波被害など、地震による大規模な被害が予想される地域です。

さらに、東淀川区では平成24年で街頭犯罪件数が市内で第3位であり、火災発生件数も47件と多く、防犯面における課題があります。

・都市構造面の課題

東淀川区では道路交通網の整備が立ち遅れ、特に、区内を東西方向に結ぶ都市計画道路の淀川北岸線や歌島豊里線が現在に至っても開通しておらず、区の大動脈となる幹線道路の整備が進んでいません。

このため、隣接する淀川区の巨大ターミナルであるＪＲ新大阪駅へのアクセスも良好とは言えません。なお、歌島豊里線については、阪急電鉄京都線・千里線の連続立体交差事業の高架切り替え工事の完了（平成29年度末）後に、全線が開通される予定です。

また、幹線道路へ至る生活道路は狭隘なものが多く、道路網も細かく入り組んでいます。

現在、区の中心部となる淡路駅周辺では、阪急電鉄京都線・千里線の連続立体交差事業にあわせて駅前の交通の円滑化、防災性の向上と良好な住環境の整備を図るため、土地区画整理事業が進められています。

住宅事情を見ると、１戸建住宅率及び持ち家率が市平均より低くなっています。また、老朽住宅の建て詰りが多くみられます。

・人口面の課題

東淀川区の人口構造は若年層が多くなっていますが、その一方で10歳未満の人口比率は市平均より低い結果が出ています。このことは世帯数が市域で1番多い区でもあることから、単身者世帯が多いことを示しています。また昼間における流出人口が流入人口を上回っており、昼間人口率の低い行政区となっています。

・経済面の課題

東淀川区では事業所数の順位は大阪市の中位ですが、製造業、小売業、卸売業の事業所数は市平均を下回っています。また完全失業率も市平均を上回っています。

4 まとめ

東淀川区は、大阪市域に編入されたのちも市の北東端に位置し、大河川に囲まれた地理的特性や自然豊かな環境面からも大阪市におけるベットタウンとして発展してきました。

また、他市と隣接していることから、市外からの転入者が多いといった傾向を持った区でもあります。またその一方で市内外への転出の多い区です。

現在は大阪市の中心部にも住宅が多く供給されるようになってきましたが、以前は中心部における住宅の供給が少なかったことから、大阪市への居住を希望する人々の受け皿として、区域面積も広い東淀川区に多くの住宅が供給されました。また、より多くの住宅を供給する必要があるために、一戸建ての持ち家ではなく、賃貸の共同住宅が多く供給されたことも特徴です。

人口構成としては、賃貸の共同住宅が多いためか、20～30代の若年層、特に単身者が多くなる傾向にあります。そうした層の区民が区内で結婚して、子供を出産し定住することにつながっていないことが、10歳未満の人口が市平均を下回っていることや転出率の高さに表れているものと考えられます。

経済面でみると、大規模な企業や事業所はあるものの、事業所数は市の中位であったものが近年では減少傾向にあり、特に製造業、小売業、卸売業の事業所数は市の下位に位置していることなどから経済力の強い地域とはいえません。

また、区における自営業率も市域で最下位となっております。このことは市域の北東端に位置しながらも交通網が整備されていることから市内中心部へのアクセスが優れていることにより消費を含めた経済活動が区内にとどまらず、市内中心部をはじめとした広域に広がっていることを物語っていると言えます。

以上のことから、東淀川区は大阪市のベッドタウンとしての住宅地、若年層が大阪市に住む時に最初に居住しそこから勤め先等に通いながら市内中心部を含めた広域を経済基盤としている行政区であると言えます。

Ⅱ まちづくりの基本的な考え方

現代社会においては、地域における家庭や地域コミュニティでの「自助」、「共助」の機能が低下してきており、このことが地域社会が抱える課題をより一層複雑・多様化させる要因ともなっています。

このことは、社会全体で対処すべき「公共」の分野がこれまで以上に拡大してきていることを物語っているものであり、この大きな「公共」分野はこれまでのように行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となり、行政は住民等の「自助」「共助」の活動を支援していくことを基本原則として活力ある地域社会づくりを進めていくことが必要です。

東淀川区のまちづくりにあたっては、「ニア・イズ・ベター」を徹底し、従来の考え方や進め方にとらわれることなく、例えば、住民サービスの提供にあたっては、提供側の視点に立脚した画一的な内容にするのではなく、可能な限りサービスの受け手である住民にサービス内容の選択を委ねていくなど、住民により身近な区役所において地域の特性や課題、住民ニーズをとらえながらきめ細かく、施策や事業を決定していく新しい住民自治・新しい区政運営スタイルの実現をめざします。

また、こうした新しい住民自治・新しい区政運営スタイルに移行していくためにも、企画段階から住民の参画を促し、地域住民と区役所が協働して地域課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。

Ⅲ 東淀川区の将来像

区政運営にあたっての目指す方向性は、

～ 住んで良かった、住み続けたい東淀川区のまちづくり ～

そのために、次のテーマに沿って取組みを進めます。

1. 地域が輝くまちづくりを進めます

- (1) コミュニティのあるまちづくり
- (2) 健康に生き生きと長生きできるまちづくり
- (3) 子育てしやすいまちづくり
- (4) 社会に求められる人の育つまちづくり
- (5) 人権を尊重する意識の高いまちづくり

2. 便利で快適なまちづくりを進めます

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 自然環境や史跡を活かした緑豊かなまちづくり
- (3) 環境にやさしいまちづくり
- (4) 移動しやすい便利なまちづくり

3. 区民に愛され、区民の役に立つ区役所づくりを進めます

- (1) 区民サービスの一層の向上に向けた窓口サービス改革
- (2) ムダを徹底的に排除した効率的な行財政運営
- (3) 基礎自治体を担う職員づくり
- (4) 民間活用の積極的な推進

IV 目標の実現に向けた取組みの方向性

1 地域が輝くまちづくり

(1) コミュニティのあるまちづくりをめざして

ア. 現状と課題

現状

- ・ 少子・高齢化が一段と進行する一方で、少人数世帯・高齢単身世帯の増加、マンションなどの共同住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化や、IT の進展による人と人の相対のコミュニティの減少などに伴う個人の生活様式や価値観の多様化により、人と人のつながり希薄化がうかがえ、家庭や地域コミュニティでの「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」といった「自助」、「共助」の機能が低下してきている。
- ・ 行政から地域のまちづくりに関するさまざまな取組みを画一的に特定の地域団体ごとに依頼し、各地域団体がそれぞれで活動を担っている。
- ・ 地域団体の役員等も複数の地域団体の役員を兼務し、役員の高齢化が進み、担い手が不足している。
- ・ 昼間人口が夜間人口より少ないが、区内に専門学校・大学が立地し学生等の昼間の流入が多い区である。
- ・ 東淀川区では、平成 21 年度に「地域安全対策推進モデル区」の指定を受けたことをきっかけに区を挙げて街頭犯罪撲滅に向けた取組みを積極的に進めた結果、平成 23 年において街頭犯罪発生件数が平成 19 年末時点（2,649 件）と比較して半減（1,358 件）した。

課題

- ・ 人と人のつながりや地元を愛する意識の希薄化
- ・ 家庭や地域コミュニティでの「自助」、「共助」の機能が低下
- ・ 地域団体間の連絡体制が不十分
- ・ 行政から地域のまちづくりに関するさまざまな取組みを画一的に特定の地域団体ごとに依頼
- ・ 地域活動の担い手が不足
- ・ 幅広い市民活動団体や地域住民が話し合う場が不十分
- ・ 以前と比べると街頭犯罪件数は大幅に減少したものの、未だ市域全体レベルでも街頭犯罪発生件が第 3 位（平成 24 年）に位置するなど発生件数が多い

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・ 地域活動協議会が中心となり、若い世代やマンション住民など、これまで地域活動への関わりが薄かった人たちをはじめあらゆる世代を対象として、地域における「つながり」、「きずな」の大切さを伝えるとともに、広報板等従来からある情報共有手段やツイッター・フェイスブックなどの新たなコミュニケーションツール等も積極的に活用し人と人が出会いつながる機会を作っていく。区役所はそうした活動を積極的にサポートする。

- ・地域において人とのつながりの希薄さが指摘される若者世代の郷土愛の醸成を図るため、東淀川区の文化や伝統・歴史に親しみを持てるような取組みはもとより、区内の大学や専門学校、高等学校などと連携し、学校が持つポテンシャル（潜在能力）を活かしながら若者にとっての都市魅力の創造につながるような取組みを積極的に展開する。
- ・企業、医療関係者、NPOや東淀川区の特色である専門学校・大学の学生等と地域住民が参加して、「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもと、身近な地域の中で地域課題等の解決に取り組んでいく。
- ・地域が中心となり引き続き登下校時の見守り活動を実施していくとともに、警察などの関係機関と地域、区役所が連携・協働して地域の治安向上に向けた取組みを積極的に進める。
- ・「声かけ」、「見守り」など地域での「つながり」、「きずな」に根差した取組みを通じて街頭犯罪が起きにくいまちづくりを進める。

ウ. 成果目標

- ・住んでいる地域で、日頃から話をする相手が増えたと感じる区民の割合：平成28年度までに70%以上
- ・地域が中心となり、治安向上に向けた取組みが進められていると感じる区民の割合：平成28年度までに60%以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・平成25年度までに17地域で地域活動協議会の形成を支援する。
- ・平成25年度に区内の大学や専門学校、高等学校などに協力を依頼し、学校が持つ現代感覚にあふれたポテンシャル（潜在能力）を活かした都市魅力の創造につながる取組みを発掘するとともに、平成26年度以降地域活動協議会に情報提供したうえで取組みを支援する。
- ・形成された地域活動協議会において、地域の治安向上を検討する部会の設置を支援する。
- ・平成26年度までに街頭犯罪多発地域を把握し、啓発看板や防犯カメラ設置などを警察、地域と連携して集中的な防犯対策を進めていく。
- ・平成27年度までに法人格取得などの社会的信用を高める取組を支援する。
- ・平成28年度までに「自らの地域のことは自らの地域で決める」の地域社会づくりに向けた地域の取組を、中間支援組織と連携しながら地域活動を支援する。

(2) 健康に生き生きと長生きできるまちづくりをめざして

ア. 現状と課題

現状

- ・平成19年10月の健康づくり区民宣言を契機として、「健康のまち 東淀川区」の実現をスローガンに、健康づくり区民会議のメンバーが中心となって、地域における健康づくり推進のため、情報交換をはじめ普及啓発や生活習慣病予防に向けた実践活動を実施してきた。（広報紙・ホームページの拡充、全17小学校下における地域ウォーキングマップの作成、健康づくり講演会やウォーキン

グ大会の実施、自主グループの育成・支援、介護予防事業の実施など)

課題

- ・健康づくり運動をより地域に根付かせ、区民一人ひとりの健康づくりを一層推進していくためには、地域の自主性・主体性のもと、地域運営をおこなう住民により身近な地域活動協議会の枠組みにおける生活習慣の改善等に向けた積極的な取り組み
- ・東淀川区では女性の平均寿命が市平均より低下

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・今後さらに、区民の健康づくり活動を有効に進めていくための基礎データの把握や、これまで「健康づくり区民会議」が中心となって実施してきた各健康づくり事業の整理・評価・検討をおこなう。また、区民が住み慣れた地域で生活することを支えるため、医療・介護等多職種連携により、地域における包括的かつ継続的な在宅医療が提供されるよう連携方策の検討をおこなう。
- ・上記をふまえ、地域活動協議会が中心となり、区民、各種団体、企業等と協力して、地域の健康づくり課題の抽出や地域活動を支えあうボランティアの育成をはじめとした区民への支援体制づくりを進めるとともに、地域実情に即した健康づくり活動の企画・展開や、多職種による在宅医療連携方策の検討を進める。
- ・現在、市平均より低くなっている女性の平均寿命の引き上げをめざして、乳がんや子宮がん等の女性特有の疾病の早期発見・早期治療に結びつけるための各種がん検診の受診促進を図るため、様々な媒体を活用した啓発活動の実施、強化や、より取り入れやすく気軽に日頃から実践できる運動等を通じた健康づくり情報を提供するなど、女性が生活習慣病予防や積極的な健康づくりに取り組める環境整備に努める。

ウ. 成果目標

- ・運動習慣者の割合：男性 58%、女性 55%以上(平成 27 年度末)
- ・ウォーキング自主グループを 17 地域〔全小学校下 (25 年度末)〕でできるよう育成、支援する。
- ・心身の機能を維持でき、健康に生活できていると感じている区民の割合：平成 26 年度までに 60%以上
- ・医療、介護等多職種連携による効率的で質の高い 24 時間対応の在宅医療提供体制の構築をめざす。(平成 27 年度末)

エ. 目標達成に向けた工程

- ・平成 25 年度に区民、地域の健康指標等基礎データを把握するための実態調査をおこなう。
- ・上記調査結果も参考にして、平成 25 年度から計画期間内に地域活動協議会等が校下等地域内の健康課題を抽出して、それぞれ地域実情に即した健康づくり計画を策定し事業展開を図る。また、地域活動を支え合うボランティアを育成するなど、区民への健康づくり活動支援体制づくりを進める。

(3) 子育てしやすいまちづくりをめざして

ア. 現状と課題

現状

- ・子育て中の保護者や子どもが孤立しないよう、子どもに遊び場を提供し、保護者には仲間づくりができる子育てサロンの活動を支援（17 地域・20 箇所の子育てサロン及び子育て支援グループ）している。
- ・子育てサロン連絡会が企画実施する取組みを支援している。
- ・子育て情報として、「子育て情報マップ」2000 部、「子育て情報紙みのりちゃん」5000 部配布している。
- ・子育て相談を実施（子育て支援室・乳幼児健診時）している。
- ・出張相談（保育所・幼稚園・子育て支援センター・子育てプラザ・各地域子育てサロン）を実施している。
- ・保育所数（公立 10 箇所・民間 19 箇所）
- ・多様な保育サービスを実施（一時保育（4 箇所）・休日保育（1 箇所））している。

課題

- ・子育ての不安感、負担感の軽減と保護者や子どもが孤立せず、安心して子どもを産み育てられるよう、地域ぐるみで子育てを支えあうコミュニティづくりの促進
- ・保育所待機児童を解消し、仕事と子育ての両立支援

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・平成 24 年度、子育てサロンスタッフ講習会や各地域子育てサロンの講座及びイベント等の充実
- ・平成 24 年度、絵本を通じた親子のふれあいをより深めるため、読み聞かせボランティアを養成し、東淀川図書館や各小学校の図書館と連携しながら乳幼児から小学校卒業まで一貫した読み聞かせの習慣が定着するよう、各地域での絵本の読み聞かせの体制づくりを図っていく。
- ・平成 25 年度以降、各地域の子育てサロンが地域活動協議会の一員として、関係者が連携・協働し、情報を共有しながら見守る子育てネットワークを活用した地域づくりを推進する。
- ・平成 25 年度以降、地域・企業・行政が一体となって子育て家庭を応援しようという社会的環境の整備

ウ. 成果目標

- ・地域活動協議会を中心に、地域の住民同士の連携・協働により、子育て家庭を支援する活動が進められている地域になったと感じている区民の割合及び子育て家庭を支援する活動が、地域団体や NPO、行政等の連携・協働により進められていると感じている子育て家庭の割合：平成 28 年度までに 80%以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・平成 24 年度から 25 年度に発足する地域活動協議会に、各地域子育てサロンが参画し、子育て支援の部会ができるようサポートしていく。

- ・平成 25 年度以降、保育所待機児童の解消を目指し、保育ニーズの高い地域に保育ママ事業の開設を誘導していく。
- ・平成 28 年度までに子ども連れでも利用できる施設や店舗を増加していく。

(4) 社会に求められる人の育つまちづくりをめざして

ア. 現状と課題

現状

- ・「東淀川区生涯学習推進計画」に基づき、区民の自主的な学習活動の支援や区民参画事業を実施（生涯学習ルーム事業、はぐくみネット事業、区民文化講座など）している。
- ・東淀川区内の大学との連携による、区民を対象とした講演会や講座を開催している。

課題

- ・区役所主体の事業では、年々多様化する住民ニーズに対して、迅速に対応することが困難
- ・実施事業の参加者に中高年層が多く、年齢傾向の偏りがあるため、若年層の取り込みと地域の生涯学習を担う人材の発掘・育成が課題

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・多様化する住民ニーズに対応するには、区単位より地域単位の方が迅速かつ的確に対応できるため、ニア・イズ・ベターの観点から、平成 25 年度以降、地域活動協議会が中心となり、順次各地域で自主的な生涯学習活動が行われるような取組みを推進していく。
- ・地域の人材は地域で育てることを基本とし、地域課題に積極的に取り組めるリーダーの養成を行う。
- ・区においては、地域における生涯学習情報の一元化を図るとともに、区広報紙や区ホームページなどを活用し、必要な情報をタイムリーかつ積極的に届ける工夫を行う。

ウ. 成果目標

- ・「地域のまちづくりを豊かにするために生涯学習は大切である」と思う区民の割合：平成 28 年までに 60%以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・平成 25～27 年度にかけて、これまで区が主体となり委託事業として行ってきた生涯学習ルーム事業やはぐくみネット事業などを見直し、地域活動協議会の枠組みの中で他の地域課題との関連性にも留意しながら順次事業の再構築を図る。
- ・平成 25～27 年度にかけて地域活動協議会が主体となって進める活動に積極的に取り組めるリーダーの養成研修を行う。
- ・計画期間中に各地域において住民同士が主体的かつ積極的に生涯学習活動に取り組めるよう、必要かつ有益な情報をタイムリーに発信し続ける。

(5) 人権を尊重する意識の高いまちづくりをめざして

ア. 現状と課題

現状

- ・人権講演会を実施（区役所主催で人権講演会、人権教育講（公）演会を年3回、地域全17地域で地域人権啓発事業を年1回）している。
- ・東淀川区民のつどいを実施している。
- ・憲法週間、障がい者週間での啓発活動を実施している。

課題

- ・地域における自主的な人権の取組みができる体制づくり
- ・区民一人ひとりの人権意識の普及・高揚に向けて講演会を実施しており、参加者への人権啓発の成果はあるが、参加人数が伸びず、地域での活動にどの程度活かされているか把握不足

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・地域活動協議会が中心となり、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、地域に根ざした人権啓発を行うために、自主的に人権啓発に取り組んでもらう。
- ・平成25年度から地域の人権啓発活動の中心となるような地域人権リーダーを養成する。

ウ. 成果目標

- ・「人権が尊重されているまちである」と思う区民の割合：平成29年度までに70%以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・平成26年度までに地域活動協議会が人権啓発活動を実施する体制づくりを支援する。
- ・平成25～27年度にかけて地域人権リーダー養成講座を実施する。

2 便利で快適なまちづくり

(1) 災害に強いまちづくりをめざして

ア. 現状と課題

現状

- ・多様な防災訓練（全17小学校下において避難所開設訓練を実施、町内会単位での小規模防災訓練を実施など）や、住民の防災意識の向上に向けた学習会（防災フォーラム・防災学習会の実施、地域別防災手帳の作成・配布など）等を実施している。
- ・災害に対する関心が高まっている中、東淀川区としては、地域活動協議会の形成に合わせて多様な協働により地域防災力の向上を目指し、防災ステージの第1ステージから第2ステージへ進める。

- ・東淀川区では地域の防災訓練において区内企業による水の供給や協働による避難誘導等の協力をいただくとともに、地域の防災拠点として協力いただいている区内の大学では災害時の図上訓練などが実施されている。

課題

- ・区域内は狭隘な道路が入り組んだ形状の地域が多く、老朽建築物の建て語り
- ・地域における自助・共助による防災対策の充実
- ・災害時要援護者の支援
- ・防災知識の豊富化、防災訓練の充実
- ・昼間人口が夜間人口よりも少ないことによる昼間の災害時への対策
- ・区役所による地域での取組支援のあり方

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・平成 24 年度中に区役所において先ず、区レベルの地域防災計画を策定する。
- ・平成 25 年度以降、地域活動協議会が中心となり、区地域防災計画をふまえた地域別防災計画を順次策定する。
- ・地域の取組みとして特に重視したい視点は、災害時要援護者の支援をはじめとした「自助」、「共助」に基づく取組みを行う。
- ・地域の住民同士、企業や中学・高校・専門学校・大学の学生等が協力し、お互いに支え合う効果的な災害対策を実施できるよう工夫していく。
- ・より実践的な防災訓練を実施することにより、災害対策の課題の抽出及びその対策を具体化していく。

ウ. 成果目標

- ・災害発生時に地域住民同士が協力し、支え合って効果的な災害対応ができるようになっていと感じている区民の割合：平成 28 年度に 80%以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・24 年度中に区レベルの地域防災計画を策定する。
- ・上記をふまえ、平成 25 年度に「自助」、「共助」、「公助」の考え方に基づく地域別の防災計画を策定する。
- ・平成 28 年度までに住民同士が協力し支え合い、効果的な災害対応ができるようにする。

(2) 自然環境や史跡を活かした緑豊かなまちづくりをめざして

ア. 現状と課題

現状

- ・東淀川区は区民が身近に利用できる住区基幹公園数が市内で 1 番多い。
公園・緑地の面積は 8,229 m²市内第 4 位であり、区域総面積に占める割合も 6.37%と市の 5.44%を上回っている。水辺のせせらぎ遊歩道、菅原天満宮や瑞光寺など史跡等も多くあり、その周辺は緑の多い地域でもある。

- ・区で種から育てる地域の花づくり支援事業取組みを実施している。花づくり広場（豊新、北江口の2ヶ所）で、区民ボランティアが種まき、水やり、移植を行い、育苗した花苗を区内小中学校やふれあい花壇等に出荷し、その後は地域のボランティアが植え付け、水やりなどの世話をしている。
- ・区民がボランティアとして参加、活動することにより、「健康・いきがづくり」や「こころの健康づくり」の場となっている。また、駅前に植えつけることにより、迷惑駐輪対策にも寄与している。

課題

- ・種から育てる地域の花づくり支援事業以外に緑化推進に関する目立った取組みが皆無
- ・限られた区民のみの参加
- ・地域における花づくり拠点の確保、ボランティアの組織づくりが必要

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・地域活動協議会が中心となり、「わがまちナイススポット」等の制度を活用し、地域の景観や歴史的特性を活かしながら区民が日常的に緑とふれ合い、地域における緑化推進を効果的に進めていく取組みを行う。
- ・平成24年度中に地域活動協議会への支援等地域における緑化活動体制づくりのサポートを行う。
- ・平成25年度以降継続して地域の花づくり活動への参加や緑化推進を啓発し、サポートする。

ウ. 成果目標

- ・区民主体の自主的な花づくりが17地域で継続して行われる。
- ・区内の緑が増えたと感じる区民の割合：平成28年度までに60%以上
- ・区内で緑化活動をする人の割合が増えたと感じる区民の割合：平成28年度までに50%以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・平成24から25年度にかけて発足する地域活動協議会に緑化推進部などの部会ができるよう、地域をサポートしていく。
- ・計画期間中に公園事務所との連携による、花づくり活動に関する知識や技術の提供を行う。

(3) 環境にやさしいまちづくりをめざして

ア. 現状と課題

現状

- ・市の取組みに合わせたゴミ減量、省エネ対策を進めている。
- ・街路灯にLEDを導入することで、電気代の節減が図れるとともに、明るさが2.4倍、光の届く範囲が1.5倍となる。

課題

- ・全市的な取組みの中で一律に実施された経過もあり、地域の実情に即していないものもあり、環境問題・環境対策が地域に真に根付いていない。
- ・ＬＥＤ設置にかかる初期投資が現在はまだ高額であり、設置が不十分

イ．目標と取組みにあたっての考え方

- ・地域活動協議会が中心となり、住民にとって身近な問題であるゴミ減量、省エネ問題等地域でできる身近なエコ活動を進めていけるよう区役所として、様々な手法を地域に紹介していく。
- ・ＬＥＤの導入により電気代の節減やＣＯ₂排出削減につながるとともに、ライフサイクルコスト的に考えても、現在の電灯よりも安価となるため効率的な整備を図っていく。
- ・今までゴミとして処理されていた古着など再生可能なものを資源として捉え、区役所が地域活動協議会と連携し多様な担い手間のマッチングに取り組むことで需要と供給の新たな関係を創出し、ゴミ減量を進める。また、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用の可能性について地域と区役所が協働して調査・研究するなど地球環境にやさしい循環型社会を目指す。

ウ．成果目標

- ・地域でできる身近なエコ活動が実施されていると感じる区民の割合：平成 28 年度までに 50%以上

エ．目標達成に向けた工程

- ・平成 25 年度に地域に向けて他都市等で実施されているゴミ減量の事例を提示し、実際に地域で実行してもらう。
- ・ＬＥＤ照明灯を導入することで街路灯等の管理コストとＣＯ₂排出の低減を図るためにも平成 25 年度より本市の取組内容を含めた環境講習会を関係局と調整し開催するとともに、平成 27 年度までに区内にある公共施設の外灯や街路灯等のＬＥＤ化を関係機関と協議し、推進していく。
- ・明るさや光の届く範囲の広いＬＥＤ電球は防犯対策にも有効であるため、計画期間中に個人住宅やマンションの玄関灯のＬＥＤ化を地域が主体となって進めていく。
- ・平成 25 年度中において、ガレージセールや古紙等資源回収の先進事例を収集するとともに、多様な担い手間のつながりづくりの仕組みを研究し、平成 26 年度から地域活動協議会が中心となって実施できる仕組みを構築する。
- ・平成 25 年度より再生可能エネルギーの利用可能性についての調査や事例検証を区役所において先ず着手し、平成 26 年度以降地域活動協議会に情報提供しつつ地域が主体となり東淀川区において実践できる取組みについて調査等を進めていく。

(4) 移動しやすい便利なまちづくりをめざして

ア. 現状と課題

現状

- ・鉄道は阪急電鉄京都線・千里線、地下鉄今里筋線の3路線に加えて、JR西日本京都線が淀川区との区界に沿って運行している。
- ・バスは市営交通の市バスが6路線、赤バスが3路線、民間バスが2路線ある。
- ・交通機関として基幹となるのは区内西部を走る阪急京都線と市バス路線である。
- ・区内の主な道路交通網は大阪内環状線（国道479号線）、淀川北岸線や歌島豊里線等を幹線道路としている。

課題

- ・阪急電鉄が区の西部で高架が（高架後には、歌島豊里線が全線開通）されておらず、道路網が寸断されており、阪急電鉄の軌道を越える東西の移動が不便
- ・幹線道路につながる街区道路は幅狭なものが多く、道路網が輻輳
- ・自転車を利用する人も多いが、放置や違法駐輪といった問題が増加

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・地域における移動手段は鉄道・バスといった公共交通機関だけでなく、自転車や徒歩も含まれる。そのことを前提とした地域交通政策を考えていく。
- ・東淀川区では公共交通機関による移動手段は十分に確保されていると考えられるが、地域において更なる対策が必要となる場合は地域全体で対策を講じてもらうことを基本とし、区役所はそのサポートを行う。
- ・東西に長い地理的特性に関わらず、東西の移動が不便な点や鉄道駅へのアクセスが不便な地域等では、環境面にも優れ、健康増進にも繋がる自転車利用を促進する。
- ・一方、区内各駅での違法による放置自転車が問題になっていることから、利用者のモラル向上と合わせて実施する。新たな駐輪場整備や区役所による指導員の配置ではなく、地域住民が中心となり既存の駐輪場活用の啓発・指導といった活動について地域活動協議会を中心に進めていく。また自転車利用のマナー向上についても、地域で講習会を実施するなど地域中心に進めていくことに対してサポートしていく。そのうえで自転車を排除するのではなく、区民の移動手段として積極的に自転車を利用するまちづくりに取り組む。

ウ. 成果目標

- ・区内での移動が便利になったと感じる区民の割合：平成28年度に60%以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・平成25年度に地域活動協議会の中で地域内の移動に関する移動マップ（最短ルートや段差の有無等）等を作成し、自転車や徒歩による移動を推進する。
- ・平成25年度に地域活動協議会と警察等関係機関との連携により自転車の正しい利用についての講習会を実施する。

- ・計画期間中に鉄道駅等自転車駐輪の多い地域において、問題の抜本的な解決を図るため、各地域における自転車利用の実態調査を行うとともに、駐輪対策を地域問題として対応していくよう区役所として地域をサポートしていく。

3 区民に愛され、区民の役に立つ区役所づくり

(1) 区民サービスの一層の向上に向けた窓口サービス改革

ア. 現状と課題

現状

- ・窓口案内等一部の業務を除く区役所におけるほとんど全ての窓口サービスは区役所の職員が直接処理を行っている。
- ・窓口は住民基本台帳や国民健康保険などの業務ごとに分かれており、複数の手続を行わなければならない場合など要件ごとに区民が窓口を移動し必要な手続を行っている。
- ・保健福祉センターでは福祉の各種業務をはじめ、介護保険や保健衛生など多種多様な業務を取扱っているとともに保険年金業務などと密接に関連するサービスも提供している。
- ・保健福祉センターに来庁される区民の中には、複雑かつ多岐にわたる要件の方も多く、複数の窓口で制度の説明を聞いたり、手続する必要がある方もおられる。
- ・窓口を間違ったことにより、不要な待ち時間を強いてしまうといった事例も見受けられる。

課題

- ・限られた人員で処理を行っているため、特定の集中繁忙時期にも必要に応じて人員配置を見直すなどの柔軟な体制が不足
- ・窓口間の連携が十分行われず、区民への応接など窓口でのサービス提供のあり方に課題
- ・転入や出生などの住民異動に関連して行う必要のある国民健康保険、児童手当や乳幼児医療費助成等の申請手続きについては複数の窓口で手続する必要があるが、どの窓口へ行ったら良いか、どの手続きが必要か不明

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・窓口案内の充実や、住民異動の届出時に関連する手続の案内に工夫を凝らすとともに、窓口において、区民の相談や問合せに対して「もう一声、もうひと手間、もう一工夫」の精神で親身に対応する。
- ・窓口サービスのあり方全般について見直し、窓口サービス課だけでなく窓口サービスを抱える保健福祉課の窓口においても総合窓口サービスの拡充を図る。特に、制度が複雑に関係し合っている保健福祉関係の窓口サービスについては、これまで窓口が分かれていた保健と福祉関係の要件を一旦総合的に聞き取り、適切な窓口に振り分けるための「総合窓口」を設ける。

- ・個人情報保護やデータセキュリティ対策等に万全の措置を講じたうえで現在準備を進めている証明書発行業務等一部窓口業務の委託化に加え、一層の窓口サービスの向上と事務処理の効率化を目指し、区役所業務の中から委託化が可能な窓口業務の洗い出しをゼロベースで行い、「民間でできることは民間に」を基本として積極的に委託化を推進する。
- ・なお、委託化にあたっては効率性のみにとらわれることなく、安全性や利便性といった観点にも十分配慮し、区民サービスの一層の向上につながるよう配慮する。

ウ. 成果目標

- ・平成 25 年度に保健福祉課において「総合窓口」を設ける。
- ・平成 25 年度に出張所での業務をはじめとして窓口関連業務を中心に可能な業務の民間委託化を図る。
- ・来庁者への案内や証明書発行をはじめとする窓口業務についてサービスの向上が図られていると感じる区民の割合：平成 28 年度までに 80%以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・平成 25 年度に保健福祉課において「総合窓口」を設ける。
- ・平成 25 年度～28 年度にかけて出張所での業務をはじめとする窓口関連業務を対象に、順次可能な業務の民間委託化を進める。

(2) ムダを徹底的に排除した効率的な行財政運営

ア. 現状と課題

現状

(歳入要素)

- ・国民健康保険料等各種保険料
- ・広告物収入
- ・手数料
- ・自動販売機の設置収入 など

(歳出要素：一般管理費的なもの)

- ・広報印刷物の作成経費
- ・新聞・書籍等の出版物や物品購入費 など

課題

(歳入面)

- ・国民健康保険料の収納率が市平均より低い
- ・歳入確保策の強化

(歳出面：一般管理費的なもの)

- ・定期刊行物の見直し
- ・広報印刷物の見直し
- ・物品購入費の見直し など

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

(歳入面)

- ・財産調査を徹底するとともに滞納世帯と接触する機会を得る取組みを強化する。
- ・負担の公平性の観点からもきめ細かい収納対策により未収金の圧縮を進めるとともに、厳正に対処する必要から、資力のある高額滞納者には滞納処分を行う。
- ・丁寧な納付相談により、分納誓約など滞納繰越分を含めて完納に向けた納付指導、口座振替勧奨の強化、国保資格適正化などの取組を行う。
- ・安定的な収入が得られるよう募集方法を見直すとともに、広報紙・ホームページの広告枠を積極的に活用し、広告料収入を確保する。
- ・指定管理者に使用許可している区民会館の自動販売機設置業者の選定を公募に切り替えるとともに、区庁舎通路・階段等を活用した新たな財源確保策を検討する。

(歳出面)

- ・必要性・有効性・費用対効果の面から点検・精査し、見直しを進める。
- ・外郭団体との随意契約の見直しを進める。
- ・生活保護費など不適正事案の調査・是正に努める。

ウ. 成果目標

(歳入面)

- ・毎年前年度の収納率を上回る。
- ・毎年前年度の広告料収入を上回る。
- ・新たな広告収入を生み出す。
- ・自動販売機の設置に伴う収入を増やす。

(歳出面)

- ・定期刊行物の購入経費の削減を図る。
- ・広報紙をはじめとした印刷経費の削減を図る

エ. 目標達成に向けた工程

(歳入面)

- ・毎年、日常における収納対策の強化・滞納整理の推進を図るとともに滞納者の財産調査を徹底し、資力のある高額滞納者には滞納処分を行う。
- ・自動販売機の設置を毎年継続する。
- ・平成 25 年度に区庁舎の可能なスペースを活用した広告料収入確保に取り組む。
- ・平成 25 年度に自動販売機設置業者の公募を開始する。

(歳出面)

- ・平成 25 年度に定期刊行物の購入経費の一部を削減する。

(3) 基礎自治体を担う職員づくり

ア. 現状と課題

現状

- ・ 接遇研修
- ・ 「褒める・認める」組織風土醸成のための所属研修
- ・ コンプライアンス研修
- ・ 人権研修等の実施
- ・ 部下育成（OJT）研修
- ・ 人材育成推進者会議の実施
- ・ 表彰制度の実施 など

課題

- ・ 前向きで主体性・チャレンジ精神を持ち市民から信頼される自律的な職員と組織風土づくり
- ・ 職員の愛区精神の醸成

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・ 基礎自治体への移行に向けた改革を進めていくため、市政改革室や人事室の取組みと連携しながら、前向きで主体性・チャレンジ精神を持ち市民から信頼される自律的な職員と組織風土づくりを進める。
- ・ 職員が各地域の活動に積極的に参加することを促すなど、区役所職員の愛区精神の向上を図る。

ウ. 成果目標

- ・ 職場で自由に意見が言えると感じている職員の割合：平成 26 年度までに 80% 以上
- ・ 効果・効率的に業務を進めるため職員どうしの協力・連携がとられている職場である、どちらかといえばそうであると感じている職員の割合：平成 26 年度までに 80% 以上
- ・ 仕事にやりがいを感じている、ある程度感じている職員の割合：平成 26 年度までに 90% 以上
- ・ 東淀川区の発展のために尽力したい、東淀川区を今以上に良くしていきたいと思う職員の割合：平成 26 年度までに 90% 以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・ 平成 25 年度～28 年度にかけて以下の研修・会議等を実施する。
- ・ 接遇研修、人権研修、コンプライアンス研修、個人情報保護研修を実施する。
- ・ 人材育成 PT を設置し、人材育成関連研修（部下育成（OJT）、職場風土改善研修、企画力向上講座、ポジティブアプローチ研修など）を総括する。
- ・ 元気アップサポーター会議を開催し、庁内情報誌「みのりだより」を発行（年間 10 回）する。
- ・ 表彰制度の充実を図る。

- ・自主的な学習会・研修会への参加を促すための情報提供を行う
- ・職員が自主的に行う地域の情報収集活動への支援を行う。
- ・東淀川区在住の職員を庁内公募で募集する。
- ・職員による東淀川区への「ふるさと納税」を推進する。
- ・区長とのオフサイト・ミーティングを実施する。
- ・コンピテンシーモデルの活用を図る。 など

(4) 民間活用の積極的な推進

ア. 現状と課題

現状

- ・現在区役所で取り扱っている業務のうち、一部を除くほとんど全ての業務を職員が直接処理を行っている。
- ・平成 18 年に公共サービス改革法が施行され、これまで民間に委ねることができなかった公共分野の業務のうち、指定された業務について民間に委託することが可能となった。

課題

- ・公共サービス改革法や公共サービス改革基本方針に基づき、民間活力の導入や、一層の区民サービスの向上を図るため、可能な業務について積極的な民間委託の推進

イ. 目標と取組みにあたっての考え方

- ・事務事業の実施にあたっては、民間にできることは民間に委ねることを基本方針とし、区役所における全事務事業を総点検したうえで、区役所の職員が行うより区民にとってより良いサービスが提供でき、かつ費用対効果にも優れると判断できる業務については、市場メカニズムに基づく競争を通じた最適なサービスを調達していく。

ウ. 成果目標

- ・民間への委託により、来庁者への案内や証明書発行をはじめとする窓口業務についてサービスの向上が図られていると感じる区民の割合：平成 26 年度までに 80%以上

エ. 目標達成に向けた工程

- ・平成 25 年度に開始する一部窓口サービスの委託化事業の検証を実施し、平成 25 年度～28 年度にかけて実施可能な業務について積極的に委託化を進める。

V ビジョンの実現に向けて

1. 取組み上のポイント

区の目標である「住んで良かった、住み続けたい東淀川区のまちづくり」を実現するため、区政運営にあたっては、「ニア・イズ・ベター」を徹底して追求し、地域課題や資源など地域の実情を最もよく知っている地域住民が中心となり、「自助」、「共助」を基本とする新しい自治の仕組みづくりを目指し、区役所は地域住民と協働し、地域住民の自律的な活動を支援する役割にシフトしていきます。

具体的には、地域毎の特色や実情をふまえ、生き生きとした地域社会づくりを進めていけるよう、校区単位で形成を予定している新しい自治の仕組みである地域活動協議会を中心に区役所と地域住民が地域社会の将来像を共有しながら、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域経営を目指していきます。

2. スケジュール

このビジョンの取組期間は平成 24 年度からの 5 年間と定め、平成 28 年度を目標年度とします。

なお、この 5 年間に進められる大阪市のブロック化など統治機構の変革状況をふまえるとともに、PDCA サイクルの定着に努め、常に社会経済情勢の変化やビジョンの進捗状況等に応じて適宜必要な見直しを行うなど柔軟に対応します。

また、全ての取組みに同時に着手するのではなく、優先度や緊急性の高いものや、波及効果の大小も考慮しながら、毎年度作成する区運営方針とともに PDCA を意識した取組みを進めていきます。